

# カラスによる生活被害対策実施要綱

制 定：平成 18 年 3 月 31 日

最近改正：令和 5 年 2 月 1 日

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、スズメ目カラス科に属するハシブトガラス及びハシボソガラス（以下「カラス」という。）により、威嚇や攻撃などの市民生活への被害が生じている場合に、当該カラスによる被害を防除するために、必要な事項を定め安全な市民生活を確保することを目的とする。

(防除の対象)

第 2 条 この要綱に基づく防除の対象は、繁殖期の親ガラスによる周辺住民や通行人等（以下「周辺住民等」という。）への威嚇や攻撃の原因となっている地上または地上付近にいる巣立ちビナ（巣立ち間もないカラスのヒナ）とする。

(根拠法令等)

第 3 条 この要綱に基づく防除は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に則り、実施するものとする。

2 市長は、第 1 条に規定する目的を達成するために、次の業務を実施する。

- (1) 注意看板の貸し出し
- (2) 地上または地上付近にいる巣立ちビナの捕獲回収等
- (3) その他、カラスによる生活被害防除に関する必要な業務

## 第 2 章 生活被害対策

### 第 1 節 注意看板の貸し出し

(注意看板の貸し出し)

第 4 条 市長は、民有地に営巣するカラスにより、周辺住民等に被害が生じている又は生じる恐れがある場合、危険回避を周知するため、注意看板を貸し出すことができる。

2 注意看板の貸し出しの対象者は、カラスが営巣している民有地の所有者又は管理者（以下「営巣木所有者等」という。）及び周辺住民等とする。

3 注意看板の貸し出しを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、市長に申し出るものとする。

4 借受人は、注意看板を設置するに当たっては、設置場所の所有者又は管理者の同意を得なければならない。

5 借受人は、カラスが巣立つなど注意看板を設置する必要が無くなったときは、速やかにこれを撤去するものとする。

## 第2節 巣立ちビナの捕獲回収等

(巣立ちビナの捕獲回収等)

- 第5条 市長は、巣立ちビナがいることにより親ガラスから威嚇や攻撃を受け、本要綱に基づき巣立ちビナの捕獲を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）から依頼された場合、速やかに現地に赴き、原因となる巣立ちビナの捕獲回収を行う。ただし、土地所有者の許可がない場合又は捕獲困難な場所にいる場合を除く。既に依頼者等が巣立ちビナを捕獲している場合は、回収を行う。
- 2 依頼者は、本市職員又は本業務の受託者（以下「捕獲者」という。）と被害場所周辺等で待ち合わせ、捕獲者に巣立ちビナの場所を教えること。また、本業務を受託者が行った場合は、依頼者は「ガラスの巣立ちビナ捕獲回収作業確認書（第8号様式）」を市長に提出すること。ただし、依頼者が被害場所での待ち合わせができない場合は、受託者が巣立ちビナ捕獲回収を示すことができる報告書を提出することにより、「ガラスの巣立ちビナ捕獲回収作業確認書（第8号様式）」に代えることができる。
- 3 市長は、第1項により捕獲回収された巣立ちビナをできる限り苦痛を与えない方法により殺処分するものとする。殺処分した巣立ちビナは、焼却、埋設等により適切に処分するものとする。
- 4 巣立ちビナ捕獲回収等を行う対象地域は横浜市全域とする。
- 5 第1項及び第3項の業務に要する費用は原則として横浜市が負担するものとする。

## 第3章 雑則

(その他)

- 第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年3 月31 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 旧要綱は、その附則の規定にかかわらず、平成 18 年3 月30 日で廃止する。

附則

この要綱は、平成 21 年4 月1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年4 月1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年4 月1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年4 月1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年5 月29 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年4 月1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年4 月28 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

カラスの巣立ちビナ捕獲回収作業確認書

横浜市から委託を受けた業者\_\_\_\_\_がカラスの巣立ちビナの捕獲回収作業に来たことを確認します。

【作業結果】

捕獲回収（ 羽）

移動した等により未回収

その他（ ）

※該当する項目にチェック・記入してください。

年 月 日

住所

氏名